

平成 25 年版
パーフェクト宅建
過去問 10 年間
【法改正・正誤のお知らせ】

(3515)

平成 25 年 7 月 30 日
株式会社住宅新報社
出版・企画グループ
TEL. 03-6403-7806

【法改正による修正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。なお、今年度の本試験は、平成 25 年 4 月 1 日現在施行の法令等に基づいて出題され、平成 25 年 10 月 20 日（日）に実施されます。

※この部分は、2刷では修正されております。

ページ・位置	改正前	改正後
P35 問題 問 23 問題文、①～④	平成 24 年 5 カ所	平成 25 年
P36 問題 問 24 ② 上 1 行目	平成 24 年 4 月に	平成 25 年 4 月に
P132 問題 問 24 の① 上 1 行目	平成 22 年 10 月 1 日	平成 25 年 10 月 1 日
P197 問題 問 28 の①③ 上 1 行目	平成 24 年 4 月に	平成 25 年 4 月に
P226 問題 問 26 の① 上 1・3 行目	平成 24 年	平成 25 年
P227 問題 問 26 の②～④ 4 カ所	平成 24 年	平成 25 年
P228 問題 問 28 の①②④ 3 カ所	平成 24 年	平成 25 年
P256 問題 問 27 の③上 2 行目	平成 24 年 4 月 1 日付	平成 25 年 4 月 1 日付
P508 解説 問 28 の③ 上 1 行目	平成 24 年 4 月に	平成 25 年 4 月に
P567 解説 問 27 の② 下 2 行目	印紙税 (15,000 円) が課される	印紙税が課される (本年 4 月 1 日以降消費税増税に伴い 軽減される見込みのため「15,000 円」 を削除)
P620 解説 問 27 の① 2 行目	受けられるものは、木造中古住宅	受けられるものは、 設問当時は 木造 中古住宅
P620 解説 問 27 の① 下 2 行目	限られる (租税特別措置法 73 条)。	限られていた(租税特別措置法 73 条)。
P620 解説 問 27 の① 下 1 行目	宅であるから、適用され <u>ない</u> 。	宅であるから、適用され <u>なかった</u> 。
P621 解説 問 27 の① 下 2 行目	れたものについては、	れたもの、さらに平成 25 年度改正 で、既存住宅売買瑕疵保険に加入し ているものについては、

【正 誤】 上記書籍におきまして、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
巻頭特集 P7※ 上 5 行目	平成 <u>12</u> 年	平成 24 年
巻頭特集 P7 上 7～9 行目	「津波特別警戒区域（オレンジ・レッドゾーン）における土地利用の規制」が追加された。	「 特別警戒区域内における特定開発行為や特定建築行為の制限（建物の貸借は除く） 」が追加された。
P26※ 下 1 行目	C <u>か</u> B と	C が B と
P340 解説 問題 15 の④上 2 行目	<u>1,000</u> m ² 以上の場合	2,000 m ² 以上の場合
P444 解説 問題 33 の② 下 1 行目	35 条 1 項 14 号関係 <u>3</u>	35 条 1 項 14 号関係 4
P576 解説 問題 47 の③ 下 1 行目	同表示規約 23 条(19)	同表示規約 23 条 1 項 (19)